

特集

NPO法改正のポイント

今年6月1日、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立し、6月7日公布されました。その変更点と留意点をまとめてお伝えします。

	変更点	内 容	備 考
法人制度に関すること	(1)認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮等	①NPO法人設立や定款変更における認証申請の縦覧期間が2か月⇒1か月に短縮 ②インターネットによる公表が可能	NPO法人の設立や定款変更が若干スムーズになります。 *公布から1年以内に施行
	(2)貸借対照表の公告	①NPO法人は貸借対照表の公告が必要となる。 ②現在、毎事業年度必要となっている資産の総額の登記が不要になる。	定款で公告の方法を「官報」としている法人は、毎年官報に公告する必要が出てくる可能性があるので、定款変更の検討を。 *公布から2年6ヶ月以内に施行
	(3)内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大		・NPO法人の情報開示が強化され、信頼性が増すことになります。 ・個人の自宅が事務所の場合は注意が必要です。 *交付日から施行
	(4)事業報告書等の備え置き期間の延長	過去3年間⇒過去5年間に延長	・団体内の文書保管ルールの見直しを。 *公布から1年以内に施行
認定・仮認定に関すること	(1)海外への送金または金銭の持ち出しに関する書類の事前提出義務に係る規定の見直し	①書類の所轄庁への事前提出は不要 ②送金等の金額にかかわらず、上記書類の毎事業年度1回の所轄庁への事後提出が義務となる	国際協力NGOの海外での活動や国外の災害への寄付などがスムーズになります。 *交付から1年以内に施行
	(2)役員報酬規程等の備え置き期間の延長等	過去3年間⇒過去5年間に延長	・団体内の文書保管ルールの見直しを。 *交付から1年以内に施行
	(3)仮認定NPO法人の名称の改訂	仮認定⇒特例認定に改める	「仮」という一段下がった印象がある程度緩和されます。 *交付から1年以内に施行

この本 オススメ！

『NPOで働く－「社会の課題」を解決する仕事』

(NPO法人育て上げネット理事長・工藤啓著、東洋経済新聞社発行)

著者は、自らが起ち上げた無業の若者を支援することを目的とするNPO法人育て上げネット(<http://www.sodateage.net/>)の理事長で、1977年生まれの39歳。因みに同法人は、平成26年度の経常収益総額が4億4千万円、正規職員59人、契約職員(非常勤)98人を有する団体である。

著者は、大学時代アメリカ旅行中に出会った外国人留学生と話すうちに米国留学を決意、大学を中退し渡米。留学中にクラスメートと将来のキャリアビジョンや生き方を語り合う中で、日本のひきこもり、ニート、フリーターなど無業の若者の自立を支援するために起業することを決意、コミュニティ・カレッジ卒業後、編入が決まっていた大学への進学を中止して直ちに帰国、育て上げネットを設立。2004年にNPO法人化。

本書では、どのような想いや考え方で育て上げネットを立ち上げ経営してきたか、人との出会いの中からいかに重要なことを教えられ学んでいったか、育て上げネットが多くのスタッフや外部の企業の人たちに支えられて一つひとつ問題を乗り越えながら発展してきたかなどが具体的に描かれ、なかなか興味深い。

本書で著者は「若者支援は社会投資…、育て上げネットは、無業の若者が社会への参加と経済的自立を獲得し、若者が納税者として社会を支える側に立ち地域を担う存在になることを支援、それにより社会に貢献するのだ」という。社会の課題解決に取り組み、社会を良くしていくという想いに発するのがNPO…。思えば、本書の工藤啓氏といい、病児保育に関するNPO法人フローレンスを立ち上げた駒崎弘樹氏といい、近年NPOという形で社会の課題解決に挑戦し実績をあげる若い人たちが次第に増えているように思う。NPOや「市民活動」にすでに携わっている、あるいは少しでも興味関心をもっている人に一読をお勧めしたい。NPOや「市民活動」について改めて考えてみる一つの機会ともなるのではないだろうか。(福井正徳)



*本書は、市民活動支援センターあすぴあで借りることができます。市立図書館でも所蔵しています。